

体の譲渡をも取引対象とするものであるから、不動産売買によるか、M&Aによるかは、方法論の問題にすぎないともいえ、Xは「いつによつても過去の経験から対処し得たのであるから、そのことをもつて、Xの仲介業務

の実行と本件売買の完成に因果関係がないと云ふことはできない」とした。ホテル売却の特殊性に基づき、法人売買についても条件成就妨害が認められたといえよう。なお、本件は、控訴されている。

最近の判例から (19)

農転許可申請協力請求権の時効援用

(東京地判 平一〇・一二・二五 判時一六八九一九二) 小林 誠吾

市街化調整区域内の農地を公団が大規模開発目的で買い受け、売主が代金全額を受領し、土地を引き渡したが、開発目的が未だ達成さ

れていないときに、売主が農地転用許可申請協力請求権の消滅時効を援用することは、権利の濫用に当たるとされた事例(東京地裁平成一〇年一二月二十五日判決 控訴 判例時報一六八九号九二頁)。

め、種々の働きかけを行い、事業実施が確實になつた段階で市街化区域に編入するとされるようになった。

しかし、Xらは、平成二年、Yに対し、許可申請協力請求権は一〇年を経過したことにより時効消滅したとして、同仮登記の抹消を求めた。

Yは、Xらに対し、反訴を提起して、転用許可申請手続と許可がなされた場合の本登記手続を求めた。

Yは、Xらに対し、反訴を提起して、転用許可申請手続と許可がなされた場合の本登記手続を求めた。

しかし、地主から売渡承諾書及び要望書が提出され、Yは、昭和四八年から五〇年にかけて、Xから、農地法五条の許可を条件として買い受け、条件付所有権移転仮登記をして、保証金名目で売買代金全額を支払った。Xらは、耕作を放棄して、土地を引き渡した。また、Yは、Xらの請求に応じて、固定資産税相当額を支払った。

一 事案の概要

Y公団は、昭和四三年頃から八王子市内に

その後、Yは、同地域の開発計画実現のため、種々の働きかけを行い、事業実施が確實になつた段階で市街化区域に編入するとされるようになった。

しかし、Xらは、平成二年、Yに対し、許可申請協力請求権は一〇年を経過したことにより時効消滅したとして、同仮登記の抹消を求めた。

Yは、Xらに対し、反訴を提起して、転用許可申請手続と許可がなされた場合の本登記手続を求めた。

しかし、地主から売渡承諾書及び要望書が提出され、Yは、昭和四八年から五〇年にかけて、Xから、農地法五条の許可を条件として買い受け、条件付所有権移転仮登記をして、保証金名目で売買代金全額を支払った。Xらは、耕作を放棄して、土地を引き渡した。また、Yは、Xらの請求に応じて、固定資産税相当額を支払った。

その後、Yは、同地域の開発計画実現のために、種々の働きかけを行い、事業実施が確實になつた段階で市街化区域に編入するとされるようになった。

しかし、Xらは、平成二年、Yに対し、許可申請協力請求権は一〇年を経過したことにより時効消滅したとして、同仮登記の抹消を求めた。

Yは、Xらに対し、反訴を提起して、転用許可申請手続と許可がなされた場合の本登記手続を求めた。

しかし、地主から売渡承諾書及び要望書が提出され、Yは、昭和四八年から五〇年にかけて、Xから、農地法五条の許可を条件として買い受け、条件付所有権移転仮登記をして、保証金名目で売買代金全額を支払った。Xらは、耕作を放棄して、土地を引き渡した。また、Yは、Xらの請求に応じて、固定資産税相当額を支払った。

このよき状態で、Xらが農地転用許可に実現済みである。

申請協力請求権について消滅時効を援用して実質的に本件土地の取戻しを図ろうとすることは、Yが長年にわたって取り組んで来た努力の結果を対価なくして奪おうとすることに帰し、将来市街地として開発されたときは、Yが払った多大の犠牲のもとにXらが市街地開発の利益を享受し得るという著しく不当な結果を招くことになる。

(3) 従つて、Xらの消滅時効の援用は援用権の濫用にあたり、許されない。

(4) よつて、Xらの請求を棄却し、Yの反訴請求を認容する。

三 まとめ

公団事業は、用地買収後その事業化と市街化区域編入に時間がかかり、売主が農地転用許可申請協力請求権の消滅時効を主張するところが少なくない。しかし、売主が代金全額を受領して、耕作を放棄し、公団が管理している場合は、権利の濫用であるとされている(東京高判平二・七・一一判時一四〇一―六二)。本件も、これにならつたものである。